

引取業者登録申請書添付書類一覧表

	申請区分 添付書類	新規	更新	変更届						備考
				住所の変更	氏名又は名称の変更	代表者又は役員の変更※2	法定代理人の変更※3	事業所名/所在地の変更	フロン類確認体制の変更	
1	誓約書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	・申請者が法第45条第1項で定める欠格要件に該当しないことを証する書面(法文を十分に確認のこと)
2	申請者の住民票の写し ※1	○	○	○	○	—	—	—	—	・発行日より3か月以内のものに限る。 ・住民票の写しは、本籍(外国人の場合は、国籍等)の記載のあるものに限る。
3	法人の登記事項証明書 ※2	○	○	○	○	◎	—	—	—	・発行日より3か月以内のものに限る。 (履歴事項全部証明書を添付)
4	法定代理人(個人)の住民票の写し ※3	○	○	—	—	—	○	—	—	・発行日より3か月以内のものに限る。 ・住民票の写しは、本籍(外国人の場合は、国籍等)の記載のあるものに限る。
	法定代理人(法人)の登記事項証明書	○	○	—	—	—	○	—	—	・発行日より3か月以内のものに限る。 (履歴事項全部証明書を添付)
5	エアコンデューションに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類	◎	◎	—	—	—	—	—	◎	次の書類のいずれかを添付 ・確認方法を記載した書類 ・エアコンデューションの構造に関して十分な知見を有する者が確認できることを示す書類(自動車整備士や中古自動車査定士等の資格証等の写し)
6	登録通知書の写し	—	◎	◎	◎	○ ※4	—	◎	—	・更新登録申請、変更届の場合は添付
7	申請先が交付した他の登録通知書及び許可証の写し	○	○	—	—	—	—	—	—	・フロン類回収業者登録、解体業・破砕業許可の該当がある場合は添付
8	申請先以外の登録通知書及び許可証の写し	○	○	—	—	—	—	—	—	・他県等で引取業者・フロン類回収業者登録、解体業・破砕業許可の該当がある場合は添付

※1 個人の場合 ※2 法人の場合 ※3 申請者が未成年者の場合 ※4 代表者の変更の場合

◎：必ず添付が必要な書類

○：該当すれば、添付が必要な書類

〈注1〉 当該書類が何度も発行される性質のものでない場合を除いて、第三者が証明等を行った書類については、原本を添付すること。

〈注2〉 引取業者の更新申請と引取業者の変更届を同時に行う場合には、共通する添付書類のうち誓約書以外のものは、変更届について省略できる。この場合は、書類の添付を省略する届出書に、指導指針様式第2号の添付書類省略理由書を添付すること。

〈注3〉 同時に行う申請及び届出が登録に係るものと許可に係るもの場合には、共通する添付書類は許可に係るものに添付するものとし、登録に係るものには、その写しを添付すること(例えば、引取業者の登録申請と解体業の許可申請を同時に行う場合等)。ただし、誓約書は除くものとする。